

## 森ノ宮医療大学

## 学 則

第一章	目的
第二章	自己点検評価及び第三者評価
第三章	学部・学科等及び附属施設
第四章	学年、学期及び休業日
第五章	修業年限及び在学年限
第六章	入学
第七章	教育課程、履修方法等
第八章	休学、復学、転学、退学及び除籍
第九章	卒業及び学位
第十章	科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴 講生及び外国人留学生
第十一章	職員組織
第十二章	教授会、各種委員等
第十三章	入学検定料、入学料、授業料等
第十四章	賞罰
第十五章	大学開放及び生涯学習事業
第十六章	雑則

## 第一章 目的

(目的)

第1条 教育基本法の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学問を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、人類文化に貢献しうる教養識見を備えた人材を育成する。さらに、医療系大学として生命への愛と畏敬の精神をもって、伝統医学と現代医学の融和を図り、医学・医療の発展に寄与するものである。

## 第二章 自己点検評価及び第三者評価

(自己点検評価及び第三者評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育・研究・組織・運営・施設及び設備の状況について、自己点検評価を行う。

2 自己点検評価に関する必要な事項は別に定める。

3 本学は前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という）による評価（以下「認証評価」という）を受けるものとする。

4 自己点検評価および第三者評価の結果を公表するものとする。

(情報の積極的な公開)

第3条 本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法によって積極的にその情報を公開するものとする。

## 第三章 学部・学科等及び附属施設

(学部、学科、入学定員及び収容定員)

第4条 本学に保健医療学部鍼灸学科、理学療法学科及び、看護学科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
保健医療学部	鍼灸学科	60	240
	理学療法学科	60	240
	看護学科	80	320
合計		200	800

3 保健医療学部鍼灸学科に鍼灸コース及びスポーツ特修コースを置く。

4 鍼灸コースは、入学定員40名、収容定員160名とし、スポーツ特修コースは、入学定員20名、収容定員80名とする。

(学部及び学科の目的)

第4条の2 保健医療学部は、大学の目的に則り、生命の尊厳を認識し、個々の人格を尊重できる寛容性と社会的倫理観を備え、科学的根拠に基づく問題解決能力を有し、患者本位の医療を選択、実践し得る指導的人材の育成を目的とする。

2 鍼灸学科鍼灸コースは、豊かな人間性と幅広い知識や技術、それに基づく適正な判断力を身につけた指導的立場に立ち得る鍼灸師を育成することを目的とする。

3 鍼灸学科スポーツ特修コースは、前項の資格を有するとともに、保健体育に関する専門的知識を修得し、実践的指導力を持つ人材の養成を目的とする。

4 理学療法学科は、人間性を重視し、協調性をもってリハビリテーションチームの一員として活躍できる理学療法士を育成することを目的とする。

5 看護学科は、地域社会で生活する人間を深く理解し、豊かな知識と確かな技術に裏づけられたヒューマンケアリングを創造的に実践するための基礎力を養うとともに、豊かな教養を身につけた看護師、保健師を育成することを目的とする。

(大学院)

第4条の3 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は別に定める。

(附属施設)

第5条 本学に次の附属施設を置く。

(1) 附属図書館

(2) 附属臨床実習施設

2 前項の附属施設に関し必要な事項は別に定める。

## 第四章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を次の2学期にわけるとする。

(1) 前期4月1日から9月30日まで

(2) 後期10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 春期休業日3月21日から3月31日まで
- (4) 夏期休業日8月11日から9月30日まで
- (5) 冬期休業日12月25日から1月7日まで

2 学長は前項の規定に関わらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

## 第五章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第10条 学生は8年を超えて在学することはできない。ただし、第16条、第17条、第18条の規定により入学した学生は、第19条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する期間を超えて在学することができない。

## 第六章 入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は学年の始めとする。

2 ただし、第16条、第17条、第18条の規定により入学する場合及び特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認められる場合は、学期の始めとする。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに該当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 前各号に定める者の他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者

#### (入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学指定の期日までに、入学願書に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

#### (入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

#### (入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料及び学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

#### (編入学)

第16条 学長は、編入学を志望するものがあるときは、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 本学に入学することができる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- (1) 大学及び短期大学の課程を卒業した者か、卒業見込みの者
- (2) 高等専門学校課程を卒業した者か、卒業見込みの者
- (3) 学校教育法第八十二条第十項に定める専修学校を卒業した者か、卒業見込みの者

#### (転入学)

第17条 学長は、他の大学に在籍しているもので、本学への転入学を志願する者があるときは、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

#### (再入学)

第18条 学長は、再入学を志願する者があるときは、定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

#### (編入学等の場合の取扱い)

第19条 第16条、第17条、第18条の規定により入学を許可された者が既に修得した授業科目及びその単位数の取扱い、履修すべき授業科目並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

## 第七章 教育課程、履修方法等

### (教育課程)

第20条 本学の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 鍼灸学科鍼灸コースの授業科目の種類及び単位数等は別表第1のとおりとする。
- 3 鍼灸学科スポーツ特修コースの授業科目の種類及び単位数等は別表第2のとおりとする。
- 4 理学療法学科の授業科目の種類及び単位数等は別表第3のとおりとする。
- 5 看護学科授業の科目の種類及び単位数等は別表第4のとおりとする。

第21条 授業は、講義、演習、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

第22条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

### (単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

### (1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週とすることを原則とする。

### (単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者に、担当の教員は所定の単位を与える。

- 2 前項の試験は、当該授業科目を履修した者でなければ、受けることができない。

### (成績の評価)

第26条 成績の評価は、優、良、可及び不可の4段階をもって表示し、優、良及び可を合格とする。

## (試験の種類)

第27条 各授業科目の試験は、定期試験、追試験、再試験及び臨時試験等とする。

## (入学前および在学時における他大学等での既修得単位等の認定)

第28条 学長は教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等で履修した授業科目について修得した単位（大学等で科目等履修生として修得した単位を含む）を、該当する授業科目を本学において履修及び修得したものと見なし、単位を与えることができる。

- 2 学長は教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学等と協議の上、学生が授業科目を履修することを認め、その履修した授業科目について修得した単位は本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第16条の編入学、第17条の転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

## (教職に関する免許)

第28条の2 本学の学部学科において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科免許は、次のとおりとする。

学部	学科等	免許状の種類	教科の種類
保健医療学部	鍼灸学科スポーツ特修コース	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	保健体育 保健体育

- 2 前項の免許の資格を得たい者は、第25条に基づく単位修得のほか、別表第2の鍼灸学科スポーツ特修コースの教育課程及び別表第5の教職に関する科目のうちから、所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項の所定の単位の修得に関し必要な事項は別に定める。

## 第八章 休学、復学、転学、退学及び除籍

## (休学)

第29条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合において、学長の許可を得たときは、この限りでない。
- 3 休学の期間は通算して4年を超えることはできない。
- 4 休学の期間は第10条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条 本学への在学期間中、他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第32条 退学しようとするものは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第33条 次の各号に該当する者は、学長が除籍することができる。

- (1) 第10条の規定により定められた在学年限を超えた者
- (2) 第29条の規定により定められた休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料を納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

2 前項(3)により除籍となった者が、所定の期日内に学費を納付した場合、復籍を認めることがある。

## 第九章 卒業及び学位

(卒業)

第34条 本学に4年(第16条、第17条、第18条の規定により入学したものについては、第19条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2 学長は、前項の卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第35条 学長は、第34条1項により卒業を認定した者に次の学位を授与する。

学部	学科	学位
保健医療学部	鍼灸学科	学士(鍼灸学)
	理学療法学科	学士(理学療法学)
	看護学科	学士(看護学)

## 第十章 科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第36条 本学において、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、学長は選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

(研究生)

第37条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は選考の上、入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は大学を卒業した者又はこれと同等以上の能力があると学長が認めた者とする。

(聴講生)

第38条 本学において、特定の授業科目について聴講を志願するものがあるときは、学長は選考の上、入学を許可することができる。

(特別聴講生)

第38条の2 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。以下この条において同じ）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第39条 外国人で、本学に入学を志願する者がいるときは、学長は選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

## 第十一章 職員組織

(職員)

第40条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

2 学長が必要と認めた場合には副学長を置くことができる。

(各組織の長)

第41条 本学に、学長のほか、事務局長、研究科長、学部長、学科長、附属臨床実習施設長、及び附属図書館長等を置く。

(学長等の職務)

- 第42条 学長は本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 事務局長は、本学の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
  - 3 研究科長は、本学の教授をもって充て、大学院の教育研究及び学生の福利厚生に関する事項を掌理する。
  - 4 学部長は、本学の教授をもって充て、保健医療学部の教育研究及び学生の福利厚生に関する事項を掌理する。
  - 5 学科長は、各学科の教授をもって充て、学部長の命を受け、各学科の運営に関する連絡調整を行う。
  - 6 附属臨床実習施設長は、本学の教授をもって充て、附属臨床実習の活動に関する事項を掌理する。
  - 7 附属図書館長は、本学の教職員をもって充て、附属図書館に関する事項を掌理する。

## 第十二章 教授会、各種委員等

### (教授会)

- 第43条 本学の学生の入学、卒業及び課程の修了、学位授与その他教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。
- 2 教授会は、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
  - 3 教授会は理事長、法人本部長、学長、副学長、教授、准教授、講師及び事務局長をもって組織する。

### (専門委員会)

- 第44条 本学に、専門事項を審議する専門委員会を置く。
- 2 専門委員会は学長の付託を受け専門事項を審議する。
  - 3 専門委員会に関し、必要な事項は別に定める。

## 第十三章 入学検定料、入学料、授業料等

### (授業料等の金額)

- 第45条 本学の入学検定料、入学料、授業料、設備維持費、実験実習費の納入額は別表第6のとおりとする。

### (授業料等の納付)

- 第46条 本学の学生の授業料等は4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までを後期とし、その年額の2分の1に相当する額を、学長が指定した日までに納付しなければならない。
- 2 経済的事由により授業料等の納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者については、授業料等の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を

猶予することができる。

3 第29条により休学を認められた学生の学納金は、各学期の授業料の5分の1とする。

## 第十四章 賞罰

(表彰)

第47条 学長は、表彰に値する行為があった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第48条 学長は、本学の学則その他学生に関する諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り卒業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第十五章 大学開放及び生涯学習事業

(大学開放)

第49条 本学は、教育研究上の支障のない限りにおいて、その教育研究施設及び設備を積極的に開放する。

(生涯学習事業)

第50条 本学は、地域社会の発展に寄与するため、生涯学習事業をととして本学の教育研究資源の地域社会への還元積極的に努めるものとする。

## 第十六章 雑則

(雑則)

第51条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は学長が別に定める。

## 附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条、第13条、第14条、第15条、第45条、第46条の規定は、文部科学大臣が本学の設置を認可した日より施行する。
- 2 第4条第2項適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の数に読み替えるものとする。

年度	1年次	2年次	3年次	4年次	収容定員
平成19年度	120人				120人
平成20年度	120人	120人			240人
平成21年度	120人	120人	120人		360人
平成22年度	120人	120人	120人	120人	480人

- 3 この学則は平成23年4月1日から施行する。
- 4 第4条第2項適用にあたって、同条中の収容定員については、次表に掲げる年度の数に読み替えるものとする。

年度	1年次	2年次	3年次	4年次	収容定員
平成23年度	200人	120人	120人	120人	560人
平成24年度	200人	200人	120人	120人	640人
平成25年度	200人	200人	200人	120人	720人
平成26年度	200人	200人	200人	200人	800人

- 5 平成23年3月31日に在学する者については、従前の規定を適用する。
- 6 この学則は平成24年4月1日から施行する。ただし、平成24年3月31日に在学する者については、従前の規定を適用する。
- 7 この学則は平成25年4月1日から施行する。
- 8 この学則は平成27年4月1日から施行する。

別表第1

鍼灸学科 鍼灸コース 教育課程

区分		授業科目	単位数	
教養科目群	科学的思考	基礎ゼミナール	2	
		生物学	2	
		物理学	2	
		情報処理	2	
	人間理解と社会	心理学	2	
		生命倫理学	2	
		哲学・宗教学	2	
		社会福祉学	2	
		日本国憲法	2	
		統計学	2	
	語学	英語 I (初級)	2	
		英語 II (中級)	2	
		医学英語 I	2	
		医学英語 II	2	
		英会話 I	2	
学部共通科目群	保健医療	スポーツ健康科学演習	2	
		健康科学(スポーツ社会学を含む)	2	
		東洋思想史	2	
		チーム医療とコミュニケーション	2	
		生化学	2	
		健康管理学 I	2	
		健康管理学 II	2	
		栄養学	2	
		身体運動科学	2	
		漢方医学概論	2	
		統合医療概論	2	
		学科専門科目群	人体の構造と機能	解剖学 I (骨・筋)
解剖学 II (神経)	2			
解剖学 III (内臓・脈管)	2			
生理学 I (動物生理学)	2			
生理学 II (植物生理学)	2			
生理学 III (応用生理学)	2			
人体形態機能学演習	2			
運動学	2			
疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学			2
	病理学演習			2
	整形外科学		2	
	内科学 I		2	
	内科学 II		2	
	臨床医学各論 I (脳神経外科・心療内科)		2	
	臨床医学各論 II (各科)		2	
	臨床医学各論 III (各科)		2	
	臨床医学各論 IV (外科・麻酔科)		2	
	スポーツ医学		2	
リハビリテーション医学	2			
画像診断学	2			
はり及びきゅうの理念	保健医療福祉と		衛生学公衆衛生学	2
専門科目	基礎はりきゅう学		経絡経穴学 I	1
			経絡経穴学 II	1
			経穴局所解剖演習 I	1
			経穴局所解剖演習 II	1
			鍼灸科学概論	1
			東洋医学概論 I	1
			東洋医学概論 II	1

区分		授業科目	単位数	
学科専門科目群	臨床はりきゅう学	鍼灸安全学	1	
		臨床鍼灸学	1	
		運動機能検査法	2	
		現代医学系鍼灸学 I (整形外科系)	2	
		現代医学系鍼灸学 II (内科系)	1	
		東洋医学系検査法	2	
		東洋医学各論 I	1	
		東洋医学各論 II	1	
		社会はりきゅう学	関係法規・経営論	2
			マーケティング入門	2
	実習	基礎鍼実技 I	1	
		基礎鍼実技 II	1	
		基礎灸実技 I	1	
		基礎灸実技 II	1	
		現代医学系鍼灸学実習 I	1	
		現代医学系鍼灸学実習 II	1	
		現代医学系鍼灸学実習 III	1	
		東洋医学系鍼灸学実習 I	1	
		東洋医学系鍼灸学実習 II	1	
		東洋医学系鍼灸学実習 III	1	
		附属施設所見学実習	1	
		附属施設所基礎実習	2	
		附属施設所応用実習	2	
		学外見学実習 I	1	
		学外見学実習 II	1	
		臨床灸実習	1	
		特殊鍼灸治療学 (刺絡・通電等)	1	
応用鍼灸治療学 I (スポーツ総論)	1			
応用鍼灸治療学 II (スポーツ各論)	1			
応用鍼灸治療学 III (小児・婦人科)	1			
応用鍼灸治療学 IV (外科・麻酔科・泌尿器科・耳鼻科・眼科)	1			
応用鍼灸治療学 V (内科)	1			
応用鍼灸治療学 VI (リハビリ・老年)	1			
応用鍼灸治療学 VII (物理療法)	1			
応用鍼灸治療学 VIII (美容・未病)	1			
総合領域	介護学概論	1		
	ケアマネジメント	1		
	老年ケア演習	1		
	漢方医学各論	1		
	キャリアデザイン	1		
	鍼灸のための理学療法・看護学	1		
	鍼灸総合演習 I	4		
	鍼灸総合演習 II	4		
	鍼灸総合演習 III	4		
	保健医療研究	2		
卒業研究	2			
スポーツ実習 I 体づくり運動	1			
スポーツ傷害学・栄養学	2			
運動生理機能学演習	2			
トレーニング科学演習 I (レジスタンスエクササイズ1)	1			
トレーニング科学演習 II (エアロビックダンス・ウォーキング・ジョギング)	1			
トレーニング科学演習 III (レジスタンスエクササイズ2・水中運動)	1			
トレーニング科学演習 IV (指導実習)	1			
スポーツ実習 V (ダンス)	1			
スポーツ実習 VII (水泳)	1			
卒業要件 (最低必要単位数)			124	

別表第2

鍼灸学科 スポーツ特修コース 教育課程

区分	授業科目	単位数		
教養科目群	科学的思考	基礎ゼミナール	2	
		生物学	2	
		物理学	2	
		情報処理	2	
	人間理解と社会	心理学	2	
		生命倫理学	2	
		哲学・宗教学	2	
		社会福祉学	2	
		日本国憲法	2	
		統計学	2	
	語学	英語 I (初級)	2	
		英語 II (中級)	2	
		医学英語 I	2	
		医学英語 II	2	
英会話 I		2		
英会話 II		2		
学部共通科目群	保健医療	スポーツ健康科学演習	2	
		健康科学(スポーツ社会学を含む)	2	
		東洋思想史	2	
		チーム医療とコミュニケーション	2	
		生化学	2	
	健康管理学 I	2		
	健康管理学 II	2		
	栄養学	2		
	身体運動科学	2		
	漢方医学概論	2		
	統合医療概論	2		
学科専門科目群	人間の構造と機能	解剖学 I (骨・筋)	4	
		解剖学 II (神経)	2	
		解剖学 III (内臓・脈管)	2	
		生理学 I (動物生理学)	2	
		生理学 II (植物生理学)	2	
		生理学 III (応用生理学)	2	
		人体形態機能学演習	2	
		運動学	2	
		疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	病理学	2
			病理学演習	2
	整形外科学		2	
	内科学 I		2	
	内科学 II		2	
	臨床医学各論 I (脳神経外科・心療内科)		2	
	臨床医学各論 II (各科)		2	
	臨床医学各論 III (各科)		2	
	臨床医学各論 IV (外科・麻酔科)		2	
	スポーツ医学		2	
	リハビリテーション医学	2		
	画像診断学	2		
及びきゅうの理念	保健医療福祉とは	2		
	衛生学公衆衛生学	2		
基礎はりきゅう学	経絡経穴学 I	1		
	経絡経穴学 II	1		
	経穴局所解剖演習 I	1		
	経穴局所解剖演習 II	1		
	鍼灸科学概論	1		
	東洋医学概論 I	1		
	東洋医学概論 II	1		
	鍼灸安全学	1		
	臨床鍼灸学	1		
	運動機能検査法	2		
臨床はりきゅう学	現代医学系鍼灸学 I (整形外科系)	2		
	現代医学系鍼灸学 II (内科系)	1		
	東洋医学系検査法	2		
	東洋医学各論 I	1		
	東洋医学各論 II	1		
社会はりきゅう学	関係法規・経営論	2		
	マーケティング入門	2		

区分	授業科目	単位数
実習	基礎鍼実技 I	1
	基礎鍼実技 II	1
	基礎灸実技 I	1
	基礎灸実技 II	1
	現代医学系鍼灸学実習 I	1
	現代医学系鍼灸学実習 II	1
	現代医学系鍼灸学応用実習	1
	東洋医学系鍼灸学実習 I	1
	東洋医学系鍼灸学実習 II	1
	東洋医学系鍼灸学応用実習	1
	附属施術所見学実習	1
	附属施術所基礎実習	2
	附属施術所応用実習	2
	学外見学実習 I	1
	学外見学実習 II	1
	臨床灸実習	1
	特殊鍼灸治療学 (刺絡・通電等)	1
	応用鍼灸治療学 I (スポーツ総論)	1
	応用鍼灸治療学 II (スポーツ各論)	1
	応用鍼灸治療学 III (小児・婦人科)	1
応用鍼灸治療学 IV (外科・麻酔科・泌尿器科・耳鼻科・眼科)	1	
応用鍼灸治療学 V (内科)	1	
応用鍼灸治療学 VI (リハビリ・老年)	1	
応用鍼灸治療学 VII (物理療法)	1	
応用鍼灸治療学 VIII (美容・未病)	1	
総合領域	介護学概論	1
	ケアマネジメント	1
専門科目	老年ケア演習	1
	漢方医学各論	1
	キャリアデザイン	1
	鍼灸のための理学療法・看護学	1
	鍼灸総合演習 I	4
	鍼灸総合演習 II	4
	鍼灸総合演習 III	4
	保健医療研究	2
	卒業研究	2
	学校保健 (小児保健・精神保健)	2
	学校保健 (学校安全・救急処置)	2
	スポーツ心理学	2
	スポーツ実習 I 体づくり運動	1
	スポーツ実習 VIII 生涯スポーツ	1
	スポーツバイオメカニクス	2
	スポーツ傷害学・栄養学	2
	体力トレーニング論	2
	運動生理学	2
運動生理機能学演習	2	
トレーニング科学演習 I (レジスタンスエクササイズ)	1	
トレーニング科学演習 II (エアロビックダンス・ウォーキング・ジョギング)	1	
トレーニング科学演習 III (レジスタンスエクササイズ2・水中運動)	1	
トレーニング科学演習 IV (指導実習)	1	
体育	スポーツ実習 II サッカー	1
	スポーツ実習 III 陸上競技	1
	スポーツ実習 IV 柔道	1
	スポーツ実習 V ダンス	1
	スポーツ実習 VI 器械運動	1
	スポーツ実習 VII 水泳	1
	体育原理	2
卒業要件 (最低必要単位数)		140

別表第3

## 理学療法学科 教育課程

区分	授業科目	単位数			
教養科目群	科学的思考	基礎ゼミナール	2		
		物理学	2		
		生物学	2		
		情報処理	2		
	人間理解と社会	心理学	2		
		生命倫理学	2		
		哲学・宗教学	2		
		社会福祉学	2		
		日本国憲法	2		
		統計学	2		
	語学	英語Ⅰ(初級)	2		
		英語Ⅱ(中級)	2		
		医学英語Ⅰ	2		
		医学英語Ⅱ	2		
		英会話Ⅰ	2		
		英会話Ⅱ	2		
	学部共通科目群	保健医療	スポーツ健康科学演習	2	
			健康科学(スポーツ社会学を含む)	2	
東洋思想史			2		
生化学			2		
健康管理学Ⅰ			2		
健康管理学Ⅱ			2		
チーム医療とコミュニケーション			2		
栄養学			2		
身体運動科学			2		
漢方医学概論			2		
統合医療概論			2		
学科専門科目群			専門基礎科目	人体の構造演習(運動器)	2
				人体の構造Ⅰ(循環・内臓)	2
	人体の構造Ⅱ(神経系)	2			
	人体の構造実習	1			
	人体の機能Ⅰ(動物性機能)	2			
	人体の機能Ⅱ(植物性機能)	2			
	基礎運動学	2			
	臨床運動学	1			
	専門科目群	専門科目群		リハビリテーション概論	2
				公衆衛生学	1
				病理学	2
				内科学Ⅰ	2
				内科学Ⅱ	2
			救急処置法	1	
			脳神経外科学	1	
			整形外科学	1	
			小児科学(人間発達学)	1	
			精神医学	1	
			臨床心理学	1	
			リハビリテーション医学	1	
			老年医学	1	
			作業療法・芸術療法論	2	
	言語聴覚療法、摂食・嚥下障害学	2			
	理学療法のための看護学・鍼灸学	1			
	介護学概論・ボランティア活動論	2			
	スポーツ医学	2			
	テーピング技術論	1			

区分	授業科目	単位数	
学科専門科目群	基礎理学療法	理学療法セミナーⅠ	1
		理学療法セミナーⅡ	1
		理学療法セミナーⅢ	1
		医療関係法規論	2
		理学療法触診法	1
		理学療法評価学総論	1
	理学療法評価	理学療法評価学各論	2
		臨床理学療法評価学Ⅰ	1
		臨床理学療法評価学Ⅱ	1
		臨床理学療法評価学Ⅲ	1
	理学療法治療学	基礎日常生活活動学	2
		基礎運動療法学総論	2
		基礎運動療法学各論	1
		物理療法学	2
		運動器系理学療法学	2
		運動器系理学療法学技術論	1
		神経系理学療法学	2
		神経系理学療法学技術論	1
		内科系理学療法学	2
		内科系理学療法学技術論	1
		義肢装具学	1
		理学療法特論Ⅰ	2
	理学療法特論Ⅱ	2	
	地域療法学	地域理学療法学	1
		生活環境論	1
		発達障害理学療法学	1
	研究	卒業研究Ⅰ	2
		卒業研究Ⅱ	2
	臨床実習	臨床見学実習	1
		臨床評価実習	3
		臨床総合実習Ⅰ	8
		臨床総合実習Ⅱ	8
卒業要件(最低必要単位数)		124	

別表第4  
看護学科教育課程

区分	授業科目	単位数		
教養科目群	科学的思考	基礎ゼミナール	2	
		生物学	2	
		物理学	2	
	人間理解と社会	情報処理	2	
		心理学	2	
		生命倫理学	2	
		哲学・宗教学	2	
		社会福祉学	2	
	語学	日本国憲法	2	
		統計学	2	
		英語 I (初級)	2	
		英語 II (中級)	2	
		英会話 I	2	
学部共通科目群	保健医療	英会話 II	2	
		医学英語 I	2	
		医学英語 II	2	
		スポーツ健康科学演習	2	
		健康科学(スポーツ社会学を含む)	2	
		健康管理学 I	2	
		健康管理学 II	2	
		統合医療概論	2	
		東洋思想史	2	
		チーム医療とコミュニケーション	2	
		身体運動科学	2	
		漢方医学概論	2	
		生化学	2	
学科専門科目群	専門基礎分野	栄養学	2	
		能	形態機能学 I	1
			形態機能学 II	1
			形態機能学 III	1
			形態機能学 IV	1
			フィジカルアセスメント	2
	発達心理学	2		
	促進	微生物学	1	
		病理学	1	
		臨床薬理学	1	
		臨床病態学 I	1	
		臨床病態学 II	1	
		臨床病態学 III	1	
臨床病態学 IV		1		
臨床病態学 V	1			
臨床心理学	2			
保障制度	看護のための鍼灸学・理学療法学	1		
	医療概論	1		
	公衆衛生学	2		
	看護関係法規	2		
	保健統計学	2		
疫学	2			

区分	授業科目	単位数		
学科専門科目群	専門分野 I	看護学概論	1	
		看護理論	2	
		生活援助論 I	2	
		生活援助論 II	2	
		診療援助論 I	2	
		診療援助論 II	2	
		看護過程演習	1	
		臨床実習	基礎看護学実習 I	1
			基礎看護学実習 II	2
		専門分野 II	成人看護学	成人看護学概論
	成人看護援助論 I			1
	成人看護援助論 II			1
	成人看護援助論 III			1
	成人看護援助論 IV			1
	老年看護学		老年看護学概論	2
			老年看護援助論 I	1
			老年看護援助論 II	1
	母性看護学		母性看護学概論	2
			母性看護援助論 I	1
	小児看護学	母性看護援助論 II	1	
小児看護学概論		2		
小児看護援助論 I		1		
精神看護学	小児看護援助論 II	1		
	精神看護学概論	2		
	精神看護援助論 I	1		
臨床実習	精神看護援助論 II	1		
	成人看護学実習 I (急性)	3		
	成人看護学実習 II (慢性)	3		
	老年看護学実習 I	3		
	老年看護学実習 II	1		
	母性看護学実習	2		
	小児看護学実習	2		
	精神看護学実習	2		
	統合分野	在宅看護論	在宅看護概論	2
			在宅看護援助論 I	1
在宅看護援助論 II			1	
外来看護論			1	
健康教育論			2	
と実践 I		家族看護学	1	
		看護管理論	1	
		災害・国際看護論	1	
		公衆衛生看護学概論	2	
		公衆衛生看護学演習	2	
公衆衛生看護学	公衆衛生看護活動論 I	2		
	公衆衛生看護活動論 II	2		
	公衆衛生看護活動論 III	2		
	公衆衛生看護活動論 IV	2		
	公衆衛生看護管理論	2		
臨床実習	保健医療福祉行政論	2		
	在宅看護論実習	2		
	公衆衛生看護学実習	4		
研究	主題実習 I	2		
	主題実習 II	1		
	看護研究	1		
	卒業研究	2		
	と実践 II	臨床看護学セミナー I	2	
臨床看護学セミナー II		2		
公衆衛生看護セミナー		1		
臨床看護技術セミナー		1		
卒業要件 (最低必要単位数)		125		

## 別表第5

## 教職に関する科目 教育課程

区分	授業科目	単位数
教職に関する科目	教職論	2
	教育原理	2
	教育行政学	2
	教育心理学	2
	教育課程論	2
	保健体育科教育法Ⅰ	2
	保健体育科教育法Ⅱ	2
	保健体育科教育法Ⅲ	2
	保健体育科教育法Ⅳ	2
	道徳教育論	2
	特別活動論	2
	教育方法論	2
	生徒指導論	2
	教育相談の基礎と方法	2
	教育実習事前事後指導	1
	教育実習Ⅰ	2
	教育実習Ⅱ	2
	教職実践演習（中・高）	2

別表第 6

(単位：円)

学部名 学科名	学 年	入学料	授業料	設備維持費	実験実習費	合計	入学検定料
保健医療学部 鍼灸学科	1年次	350,000	850,000	250,000	430,000	1,880,000	30,000
	2年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	3年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	4年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
保健医療学部 理学療法学科	1年次	350,000	850,000	250,000	430,000	1,880,000	30,000
	2年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	3年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	4年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
保健医療学部 看護学科	1年次	350,000	850,000	250,000	430,000	1,880,000	30,000
	2年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	3年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	
	4年次		850,000	250,000	430,000	1,530,000	